

第1部 アジアの経済開発と法 第3章 移行過程 における法・制度 - ベトナムにおける企業制度変容 の過程 -

| | |
|----------|--|
| 著者 | 石田 暁恵 |
| 権利 | Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp |
| シリーズタイトル | 経済協力シリーズ |
| シリーズ番号 | 196 |
| 雑誌名 | アジアの経済社会開発と法 |
| ページ | 93-117 |
| 発行年 | 2002 |
| 出版者 | 日本貿易振興機構アジア経済研究所 |
| URL | http://hdl.handle.net/2344/00014080 |

第 3 章

移行過程における法・制度

ベトナムにおける企業制度変容の過程

はじめに

経済発展にとって制度が重要な役割を果たしていることについては、異論がないと思う。しかし、制度と経済発展のかかわり方、高度に発達した資本主義の制度を発展段階の低い経済に移植することによって市場経済化が進展するかどうかについてはさまざまな考え方が存在する。先進西欧諸国の制度が、アジア諸国の経済発展に直接的に寄与するかどうかは近年大きな問題となっている。その契機となったのはアジア経済危機である。法制度に関してみれば、倒産制度の不備が大きな問題としてクローズアップされ、企業の設立から退出までの法制度に国際援助機関や先進諸国の関心が向けられ、アジア諸国への法整備支援の必要性が再認識されるようになった。

アジア経済危機後の IMF の対応に関しては、さまざまな批判が現れている。IMF の画一的処方箋が危機からの回復を遅らせたという評価がある。アジアの内生的発展に目を向けるべきだという考え方、いわゆる反グローバリズムが、アジア経済危機以後高まりつつある。アジアの移行経済諸国のなかからも、IMF の構造改革路線に批判的な国が現れている。ベトナムの場合がその一つの例である⁽¹⁾。

グローバリズムは移行経済国の自律的な制度発展に否定的に作用している

のだろうか。移行経済過程において、グローバリズムはどのようにかかわっているのか。本章では、ベトナムにおける企業制度の変化をとりあげ、この変化がグローバリズムに直面したことによって生じた内的な変化であることを述べる。社会主義を維持しながら市場経済化を進めているベトナムでは、中央経済管理体制が経済の基本体制であり、企業制度は経済管理のツールである。しかし、1997年以後のアジア経済危機の影響とAFTAや米越通商協定調印が、ベトナム経済の競争力強化をさし迫った課題とし、企業制度の変革に結びついたのである。

第節では、移行経済の制度に関する議論を整理し、第節では制度変化の事例としてベトナムのケースを述べる。

移行経済の多様性と制度

1. 移行経済の多様性

移行経済とは、旧社会主義諸国が体制転換し、計画経済体制から市場経済へ移行する過程にある経済を意味する。しかし、移行経済に含まれる国の経済体制は一様ではない。旧ソ連、中東欧諸国は一党独裁型の政治体制を複数政党制の民主主義に転換した。一方で、キューバ、中国、ベトナム、ラオスのように社会主義政治体制を維持しながら経済に関してのみ市場経済化に転換した国々がある。

1996年の世銀開発報告「計画から市場へ」²⁾で分析対象とされた移行経済諸国には中東欧(CEE)³⁾、新独立諸国(NIS)⁴⁾、中国、ベトナムが含まれている。これらの国々のなかにはすでにかんりの工業発展を遂げている国、農業中心の国、また中国のように70年代末に体制内市場経済化に着手した国、ベトナムのように長期の戦争で経済発展が遅れてしまった国が含まれており、計画経済から市場経済への転換といっても、移行の初期条件は多様で

あった。移行後の経済パフォーマンスもまた多様である⁽⁵⁾。

2. 移行経済と制度

社会主義計画経済が破綻したのは、その経済システムに成長のインセンティブがなかったことにある。移行経済における市場経済化とは、第一義的には成長のインセンティブを経済システムに取り込むことであった。資材投入から消費まで中央が計画し、生産組織は中央の指令に従って量的生産を実行し、計画に従って生産物の価格、消費が決定される経済には、経済効率の向上や技術革新に努力するインセンティブがなかった。市場経済化は、市場における競争を経済システムに導入することであった。それは社会主義計画経済にはない制度を必要とする。私的所有権、契約、企業、金融、労働市場など市場での取引、生産活動を支える制度である。新しい制度をどのように導入し、育てるかということが移行経済の重要な問題の一つであった。

経済改革の進め方については、二つの考え方がある。一つは、ワシントン・コンセンサスに代表されるショック・セラピーの方法である。この方法の場合は、自由化・安定化・民営化の三つをセットにして進める。改革は旧体制のシステムを廃止して急速度で自由化・安定化・民営化を実行し、白紙状態で先進国型資本主義の市場制度をセットで構築する方法である。つまり、市場経済先進国の私的所有権、株主や債権者の権利等の法をセットで制定することであり、部分的な改革は旧制度のレント・システムを残すとして排除される⁽⁶⁾。この方法は、ロシア、東ドイツ、ポーランドなどの東欧諸国で実行された。欧州開発銀行の *Transition Report 1999* は、移行後 10 年の CEE、CIS、ロシアの経済・政治・社会パフォーマンスを評価したが、同じショック・セラピーを適用しても、結果に非常な差が出てきていることを示した⁽⁷⁾。

移行直後の衝撃が大きいショック・セラピー方式に対して、漸進主義 (gradualism) と言われる改革アプローチがある。このアプローチでは、新しい制度を導入する過程で生ずる経済的ショックや社会的不安定を緩和するた

めに、既存制度を全面的に廃棄するのではなく、既存制度を利用し発展させる方法を採用する。新制度学派の考え方に依拠するこのアプローチでは、一国の制度をフォーマルな経済諸法や金融制度だけでなく法の執行メカニズム、政府・行政組織、インフォーマルな社会規範なども含む包括的な制度として捉える。移行の初期においては、ゲームのルールとなり、市場取引の不確実性を低くするために必要不可欠な制度だけを導入し、試行錯誤の過程を経て完成された市場経済制度に発展させるという考え方である。市場経済を発展させる制度は、市場を発展させ、企業家の活動を刺激するような制度と考えられ、低い取引費用⁸⁾を可能にし、取引の信頼性が確保される制度と考えられている。制度が変化し発展しつづけるためには、環境変化に対応し得る柔軟性が重要となる。変化に対して柔軟な制度は、新しい知識の取得、イノベーション、創造的活動へのインセンティブを生み出すことができる。

制度はフォーマル・ルールとインフォーマル・ルールから構成される。フォーマル・ルールには政治や裁判のルール、経済のルール、契約のルールが含まれる。経済ルールは、所有権を明確にする。契約は取引の内容を明確にする。インフォーマル・ルールはフォーマル・ルールのように明確ではないが、フォーマル・ルールで完全にカバーされない日常的な取引を解決するルールである。漸進主義を採用した中国やベトナムの経済パフォーマンスが良好であることから、移行経済諸国の制度改革に関する国際的論調は包括的な制度発展の流れにある。

3. 世界報告における移行経済諸国の法制度改革

次に移行経済に対する世界銀行（以下、世銀）の処方箋についてふれておきたい。1996年世銀報告「計画から市場へ」は、計画経済体制から市場経済体制への移行過程に共通の課題として、(1)自由化（価格・貿易）、(2)マクロ経済の安定化（インフレ抑制、財政安定化、国際収支の安定化）、(3)構造改革と民営化、(4)法制度改革（経済への国家介入の縮小、法の支配、競争政策）をあ

げている。

移行過程においては、「市場経済を支える制度」を作り出すことが必要である。上記に掲げた四つの課題のなかで、法制度改革は自由化、マクロ経済の安定、所有に関する改革の進行と密接に関係している。国は市場経済を支える法を制定し、適切に実施することに加えて、国自体が法の支配に従い、国が決めたことを実行することによって民間セクターから信頼されなければならない。

移行経済の法制度改革は、良い法（good laws）とそれを実施する制度（独立した権限をもつ司法制度）、さらに法の解釈、実施の現状を紹介し、普及し、さらに監視する民間の組織によって補完される必要がある。

移行経済の法制度改革に大きな影響力を有するのは、国際経済への統合過程で必要となる国際スタンダードの法との調和である。二国間通商・投資保障協定や、地域統合、WTO との関係が法改革を促進する。

上記の世銀報告では、市場経済における経済法は四つの機能をもっている。(1)所有権の確認と保護、(2)所有権を交換するルール、(3)生産活動への参入と退出のルール、そして(4)市場競争を促進し、市場の失敗を是正すること、である⁽⁹⁾。

4．制度インフラ支援

社会主義計画経済から市場経済へ移行する国が、市場経済を進め、経済成長を実現するための必要条件の一つは、市場経済を促進する制度を創設することである。制度（法を含む）を移植するにせよ、既存制度を利用するにせよ、取引費用を下げ、取引の信頼性を高める制度へと発展していく過程自体が、まさに「移行」プロセスだと考えられる。世銀の処方箋は市場制度の枠組みを提示したものである。国際援助機関、先進援助諸国は、このような制度発展の枠組みにそって移行経済諸国に対して法整備支援を行なっている。法整備支援には、経済関係諸法の立案、実施への支援・協力、司法制度と法

曹育成の支援，法律知識の普及などが含まれ，その支援活動の範囲は拡大しつつある⁽¹⁰⁾。

次に，移行経済の制度変化の事例として，ベトナムの市場システムの移行過程を取り上げる。

ベトナムにおける制度の変容

1．経済政策の転換（1986～90年）

1986年の第6回党大会でドイモイ（Doi Moi：刷新）と称される経済システムの転換路線が決定された。ここでは，(1)多様な所有形態を容認する多セクター経済体制の確立，(2)経済における市場関係の重要性の確認，(3)経済構造を刷新し，主要分野（農業開発，消費財生産奨励，財・サービスの輸出拡大）に利用可能な資源を使用すること，対外経済関係を拡大すること，(4)インフレと財政赤字を改善し，政府支出を抑え，国民生活レベルを向上すること，(5)対外関係における開放政策が主要な課題であった⁽¹¹⁾。

1986年から90年までの5年間は，上記の課題に向けて従来の計画経済体制にはみられなかった大胆な政策が試行された。（一部統制価格品目を別として）価格自由化，国营企業への（部分的ではあったが）自主権付与とバオカップ（補助金）廃止，集団農業体制から個人農による農業生産体制への移行，工業・サービス部門への個人・私営経済の参入容認，外国投資導入などの広範囲にわたる新しい政策が導入された。その成果は，穏やかではあるがプラスの経済成長，非国营経済部門の成長，財政赤字と国際収支の改善，インフレの沈静化として，効果をもたらした。

この間の経済改革は，党が決定した転換路線にそって，党の主導で進められた。党大会でのドイモイ路線にそって，閣議決定や党政治局決議により新政策が試行されたのである。ロシアや東欧中欧諸国での初期の改革が政治体

制の転換を伴ったのに比べると、ベトナムの場合は、政治的には統制体制を維持していたことによって、経済復興と開発を目的に強力に実行されたとみることができる。同時に市場経済システムの導入が、これまで計画経済体制の下で眠っていた民間の活力を活性化し、それが市場経済化を促進させる力となっていた。まさに下（grassroots）から上（centre）へ向かう力と上から下への党・国家の指導が調和し、共鳴しあいながら進んだ時期であった⁽¹²⁾。

しかし、初期の経済改革は、改革自体が手探りの試行期であったことにより、市場システムを支える制度についても、その方向、着地点を明確にできずにいた。それは次々と修正される閣僚評議会決定に示されている。また、この改革初期に制定された外資法（Law on Foreign Investment, 1987）と土地法（Land Law, 1987）もまた過渡的性格を有しており、ベトナム市場経済化の枠組みと開発の方向性が徐々に形を明らかにしていく過程で、大きく修正されることになる。

この時期に、外資法と土地法が必要とされたのは、ベトナムの経済復興にとって外資導入と農業生産の回復が避けられない課題であったからであろう。長期にわたる戦争と非効率化した計画経済体制により疲弊したベトナム経済を再建し、発展させるためには、資本と新しい技術が必要だった。しかし、この時期はソ連・東欧の社会主義諸国からの援助が途絶え、国際機関や資本主義諸国からの援助の道も閉ざされていた。このような閉塞的状况を打開するには、外国資本を導入することが最短距離の解決方法であった。社会主義国ベトナムが外資を誘致するためには、投資保証（つまり国有化を行なわないこと）、生産・サービス活動の保証、利益・元本等の送金保証、ベトナム通貨の外貨への交換、紛争解決条項など、外資が安心して投資できる条件を外国企業が納得する形式、すなわち外資法という形式で提示する必要があった。

土地法の制定は、農業改革の一環として行なわれたと考えられる。1987年土地法は、80年憲法下での土地法であった。土地の全人民所有体制の下で、統一的に土地管理が行なわれるとされていた。この原則は、現在まで崩されることなく続いている。87年土地法では、合作社、農業生産集団が、そ

の管理する農地を家族経済（主として農家経済）に再分配できるとし、家族経済が長期的にこれを使用することを認めている。この点において、集団生産体制から個人農生産への過渡的意味合いをもつ土地法であった。また、外国人や外国企業の土地使用に関する条項も含まれていた。家族経済や外資という非社会主義要素による土地使用に対応した土地法であったが、基本的には旧体制下の土地法であり、ドイモイ体制下での土地法として93年土地法がこれに代わることになる。

ドイモイ開始後の最初の5年間は、内外ともに多くの障害を抱えながらも、ベトナムが自力で市場経済化の道を模索した過程である。この間に、ベトナム共産党指導部が、経済発展を最優先目標にして徐々に経済統制を廃し、経済安定化を果たしたということは、移行初期における政治的安定と強力な指導が有効であったことを示すものである。

2. 1992年憲法とベトナムにおける「法治」

人治から法治へ、これが移行経済諸国における法整備のスタートラインである。世銀開発報告「計画から市場へ」は、中央計画経済においては、法は第1に重要な国家統制手段である⁽¹³⁾、としている。市場経済における法は、ゲームのルールに則り、個人にそれを実行する権利とツールを与えている。法はすべてに対して、公平に、透明に適用され、個人はその権利を主張し、権利を保護される。移行経済においては、権力をもつ個人あるいは組織の恣意的なルールに代えて、万民が信頼する法の支配を確立することから始めることになる。

ベトナムの場合、法治は「法により国が統治されなければならない」という意味で理解される⁽¹⁴⁾。ここでは、社会主義国ベトナムが市場経済を導入した初期の時点で、法による統治をどのように位置づけていたかをみておきたい。

第6回党大会の政治報告は次のように述べている。移行過程（社会主義的

民主主義を行使するプロレタリア独裁国家)においては、党の指導の下に、国家は法によって勤労人民の義務、利益を制度化し、経済社会を法によって管理する。新たな国家管理システムを設立するために、機構組織の大きな変革が必要であり、国家機構(ベトナム語で *bo may nha nuoc*、英語で *state apparatus*)の主要任務の一つは、「党の方針と決定を法と政策に制度化する」ことである。「国家管理は道徳理念だけでなく、法によって実行されなければならない。法は党の方針と政策の制度化であり、人民の意思の発現であり、それ故に国全体に統一的に効力をもつものでなければならない⁽¹⁵⁾。」つまり、これまで党中央の命令・指令を、法と政策に置き換えることである。

市場経済化への改革を進める過程で、党の命令、指令あるいは、慣習という形式を廃して、明確な法という形式をもって、党の指導の下に国全体を改革することが重要となったのであろう。当然のことながら、法に関する啓蒙教育の重要性が述べられ、党の教育機関、公立教育機関、大衆組織での法教育を通じた啓蒙活動が必要とされる。そこでは、社会主義的国家体制の正統性と同時に、「法の下においてすべての人民が平等であること」、法に反する行為に対して厳しい懲罰処分がなされることが強調された。ベトナム司法相グエン ディン ロック(*Nguyen Dinh Loc*)は、このような初期の状況を、戦争中は銃で統治したがこれからは法で統治する、と述べたことがあった。戦時から平時への移行の意味合いもあったのである。

しかし、ベトナムの法治のもう一つの面は、外国に対してベトナムが法治国家であるという対外的アピールであったと考えられる。市場経済化が遅れた経済の立て直しを目的とし、外国からの援助、投資、貿易の拡大なしには経済発展が困難な状況にあって、対外的に制度整備を進めているという証拠が必要だった。また国内の非社会主義セクターが経済活動に参加する条件を作るためにも、所有権保護、市場取引を支えるさまざまな制度的保証が必要であった。その意味において、ベトナムの法治は市場経済化と対外開放を促進する必要条件でもあった。

3 . 1992 年憲法下の経済体制

ベトナムの法治の根源となる新しい憲法が 1992 年に制定された。新憲法は、「党が指導，人民が主人，国家が管理」に示されるように，党，人民，国家の関係を制度化するとしている。これは 80 年憲法の三者の関係を踏襲している。92 年憲法の成立は，党が指導し，国家が管理する体制の下で新しい経済システム（多所有経済体制）を導入することを，主人（人民）が承認したことを意味する。言うなれば，フォーマルな制度としてドイモイ体制と党の正統性を明確にしたことであった。

1992 年憲法は，所有形態を異にする諸経済セクター，すなわち国家経済，集団経済，個人経済，私営資本経済，国家資本主義経済から構成される多所有経済体制を認めた。これによって，これまでインフォーマルな形態で行なわれていた民間経済活動が，正当な活動として認められることになった。個人経済と私営資本経済は国家と民生に利益となる分野・業種において，活動規模を制限されることなく企業を設立できる。家族経済はその発展を奨励される（第 21 条）。すべての経済セクターの企業は国が定める義務を履行しなければならない，そして，これら企業は法の下において平等であり，その資本と財産は国家により保護される（第 22 条）。個人，組織の合法的財産は国有化されない（第 23 条）。外国投資に対しても，その資本・財産およびその他権利の所有権は保護され，国有化されないという原則が明確にされた（第 25 条）。また，土地は全人民の所有であり（第 17 条），法律に従って，国家が土地を統一的に管理すること，国家が組織・個人に対して土地の長期的かつ安定的土地使用を認めることに加えて，新たに土地使用権の移転が認められた（第 18 条）。同時に，92 年憲法は法律，計画，政策により，国家がマクロ経済管理を行なうとする（第 26 条）。

多所有経済体制は，多様な所有形態による経済活動を保証しそれら経済活動に対して「法の下で」平等に扱うとするが，同時にベトナム国家経済は国

家セクター（国営企業）と集団セクターを基盤とするとしている。言い換えれば、国家セクターと集団セクターが国家経済に果たす重要度を損なわない程度に、私有セクターの活動を認めていくということである。とりわけ国家セクターについては、その経済的シェアを維持するだけでなく成長の指導的主体として発展させていくことを意味する。国営企業法、合作社法、個人企業法、会社法、外国投資法という所有形態別企業法制は、国営企業の重要性を明確にし、所有形態別に管理することによって社会主義的發展を進める制度である。これは企業活動のさまざまな面に現れている。国営企業への優先的な土地使用、国営商業銀行による有利な融資条件、国営企業に独占的な貿易クォータ制などにみられる国営優位の体制は、中央による許可体制の下で、何層にもわたり、重複し、整合性を欠いたさまざまな行政規制により混乱し、不透明な手続きと取引慣行を醸成し、結果として私有セクターの成長を阻害していたと言えよう。このような状況に加えて、法の実行を担保すべき司法機能が弱いために、ベトナムは法ニヒリズムの状況にあるという指摘もなされている⁽¹⁶⁾。

4．多所有経済体制下の私有セクター（1990年以後）

計画経済では国家が資本・財の投入から生産物の分配・支給まですべて決定していた。市場経済への移行過程では、私有セクターによる自由な経済活動によって計画経済体制下でのゆがんだ資源配分を是正し、経済を活性化することが期待されている。ロシアのように短期間に私有化を完了したケースは別として、ベトナムのような漸進主義の移行経済の場合は、民間セクターがどれだけ経済活動に参加したかが移行過程の進展度を示す一つの指標となる。

南北ベトナム統一後、北部では私営の小規模生産者の社会主義改造、南部ではその急速な展開が進められた。しかし、それは私営生産者がいなくなったことを意味するものではなかった。1985年には、工業部門で全国に約60

万人の個人生産者が生産活動を行っていた。労働人口において総工業労働人口の20%以上、生産額の15%を占めていた。商業部門でも約57万人の私営業者がいたとされる⁽¹⁷⁾。多所有経済体制の意義は、個人農生産とともに、これらの私営業者の生産・商業サービス活動を経済発展に積極的に活用することであった。第6回党大会は、私営セクターの活動を長期的かつ安定的に認めることを決定した。

1988年以後、非国家セクターの生産・サービス活動に関する一連の閣僚評議会決定が、合作社、私営業者、家族による生産・商業サービス活動に関する規制を緩和した。90年には個人企業法(Law on Private Enterprises)、会社法(Law on Companies)が制定された。表1はこの2法施行後の企業設立状況を示している。

個人企業法、会社法の制定により、個人企業と有限会社の設立が急速に増えるが、私営企業の活動はまもなく壁にぶつかることになる。発展の遅れた金融制度の下で、私営セクターの資本規模はきわめて小さく、新しい設備、技術を導入することができない。私営セクターの活動分野は、サービス・商業に集中していた。都市部を中心とする市場だけでは成長は頭打ちになる。時間が経つにつれて、私営セクターの成長は鈍化した。他方で、国家セクター強化の政策の下で、国家セクターが経済に占める比率は漸増した。

表2はGDPに占める所有形態別比率を示している。1980年代末の国営企業改革、私営業に対する規制緩和によって、国家経済に占める非国家セク

表1 私営企業設立数

| | 総企業数 | 個人企業 | 有限会社 | 株式会社 |
|------|--------|--------|-------|------|
| 1991 | 123 | 76 | 44 | 3 |
| 1992 | 4,347 | 3,115 | 1,167 | 65 |
| 1993 | 12,131 | 8,655 | 3,370 | 106 |
| 1994 | 18,412 | 12,898 | 5,381 | 133 |

(出所) Dang Duc Dam, *Doi moi kinh te Viet Nam-Thuc trang va trien vong*, Nha Xuat Ban Tai Chinh, Ha Noi, 1997, p. 284.

表2 経済セクター別 GDP (%)

| 経済セクター別 GDP | 1986 | 1990 | 1995 | 1999 |
|-------------|------|------|-------|-------|
| GDP 成長率 | 2.8 | 5.1 | 9.5 | 4.8 |
| 国家セクター | 37.6 | 32.5 | 40.18 | 39.48 |
| 非国家セクター | 62.4 | 67.5 | 59.82 | 48.77 |
| 集団セクター | | | 10.06 | 8.6 |
| 民間セクター | | | 3.12 | 3.39 |
| 家族セクター | | | 36.02 | 33.14 |
| 外資セクター | | | 6.3 | 11.75 |

(出所) 統計年報格年版から筆者作成。

一の地位が大きくなるが、90年代半ばには国家セクターが回復してきていることを示している。外国投資ブームにより、外国投資セクターの生産も急増して、国営企業と外国投資企業の狭間で、国内民間企業と家族経済が伸び悩んでいることが明らかである。しかし、90年代後半には国営企業の成長も頭打ちとなり、成長の原動力が外資にシフトしつつあることを明白に示している。97年以後のアジア経済危機により外国投資が急速に減少し、ベトナム経済全体が成長の壁にぶつかっていた。国営企業改革、民間セクター振興、金融改革は、ベトナムの経済成長を促進するために不可避の課題として、国際援助機関、先進援助国から改革を迫られていた。ベトナム国内でも、これらの改革に積極的に、早急に取り組む必要性が認識されるようになった。97年12月に開催された第8期第4回中央委員会総会で、「すべての経済セクターの企業の刷新、発展と効率的管理の促進」が決議された。この決議で、国営企業のリストラと企業統治の刷新、非国家セクターの企業環境改善、競争環境の確立などが謳われた。同決議には、私営セクターの統一企業法（会社法と個人企業法の統一）、国営企業の国有独資企業への転換が課題に含まれていた。

5．新企業法の成立（1999年以後）

多所有経済体制の下で、国家経済セクターは基幹産業部門の担い手として、設備の近代化、経営多角化などへの投融資、土地、市場管理の名目による保護措置（輸入統制、輸出クォータの優先割当てなど）、税制上の優遇措置などを享受してきた。これらの保護措置は来るべき貿易・投資自由化のときに備えて国内産業を保護育成する意味合いを有している。このような体制の下では、いかに所有と経営の分離が謳われたとしても、企業が自ら改革を進めるインセンティブは働かない。国営企業改革の課題は、企業が上部機関に依存しかつ上部機関が管轄下企業を管理するという関係を解消し、企業自体が利益拡大を追求して自主的に経営する体制を作ることであった⁽¹⁸⁾。その解決策として国営企業の近代企業化（corporatization）、株式化（equitization）、民営化（privatization）等の政策課題が重要性を増してきていた。国営企業の株式化、民営化という所有形態変化に伴い、国営企業・民間企業に共通の企業制度が必要となってきた。1999年に、新企業法が制定され、従来の所有形態別企業制度に変化が現れた。

（1）新企業法における主要な変化

1999年に新企業法が国会に上程されるまでに、数度にわたり、党・大衆組織、企業および企業家組織などを対象に公聴会が開かれ、広範な意見の取込みが行なわれた。これは同法案の政治的影響を配慮したものと推測できるが、それと同時に新企業法の主旨を宣伝する効果も有していた。新企業法は、99年に国会で承認され、2000年1月に施行された。新法実施にかかわる混乱により施行細則⁽¹⁹⁾が公布されたのは2000年2月であった。

新企業法はこれまでの会社法（株式会社、有限会社を対象）と個人企業法を統合しただけでなく、新たにパートナーシップ⁽²⁰⁾を企業形態に加えた。新企業法では、企業の所有、組織、総会の権限、経営などの面で近代化がはか

られ、変化は多岐にわたっている。しかし、本章の目的は所有形態別企業制度の枠組みの下での新企業法の意味を検討することにあるので、これに関係する範囲で企業制度の変化を紹介する。

新企業法の適用対象は、(1)新企業法に基づいて設立された企業、(2)旧会社法と個人企業法に基づいて設立された企業、さらに(3)国営企業および党・政治社会団体の企業が、株式会社、有限会社に所有形態を転換した場合であり、国営企業と協同組合を除くすべての企業に対して適用される⁽²¹⁾。有限会社に関しては、中国の国営独資有限会社をモデルにしたと思われる独資有限会社が新しい会社形態に加えられた⁽²²⁾。新企業法は、企業の所有権に関して、企業の資産、資本、所得およびその他の合法的権利と企業と所有者の利益に対する所有権を保護するとし、企業および所有者の資産・投資資本は収用されないことを明記した⁽²³⁾。

新企業法は、従来の企業設立許可制度を緩和し、一部業種について許可制度を廃し、定められた条件を満たせば設立できるとした。新たに企業の分割、分離、統合、合併、会社形態の転換に関する規定も加えられた。

出資形態でも、旧会社法ではベトナム通貨、外貨、金、工業所有権に限定されていたが、新企業法では土地使用権、知的所有権、技術、技術ノウハウ、その他定款に定める出資と範囲が拡大された⁽²⁴⁾。

新企業法の準拠主義が高く評価されてはいるが、新企業法はすべての分野・業種に適用されるわけではなく、特定業種に関しては業種別の法が優先するとしている⁽²⁵⁾。関連する法・規則が条件を定める場合⁽²⁶⁾、法定資本額や専門技術の証明を条件とする場合は、これを満足しなければならない。関連分野・業種にかかわるさまざまなレベルの規則、国営企業に与えられている有利な条件、所有形態を転換した国営企業への優遇条件⁽²⁷⁾等を考慮すると、すべての経済セクターが同じ条件で活動する環境になったとは言いがたい。しかし従来の制度と比較すれば、大きな前進であった。

(2) 新企業法の効果と評価

新企業法施行後、企業設立登記数は飛躍的に増加した。表3は、筆者が2000年10月にハノイとホーチミンで入手した資料を整理した結果である。南部に比べ、私営企業が少なかった首都ハノイでも、新企業の設立が急速に増えた。なかでも株式会社の設立が増えたことが注目される。新聞報道によれば、2000年1月1日の施行から同年12月末までの1年間に、ベトナム全体で1万3500の新企業設立が行なわれた。総投資額にして130兆ドンに達し、ベトナムの全社会投資総額の10%に相当する⁽²⁸⁾。その内訳は有限会社49%、個人企業45%、株式会社4.5%、残りが国営企業とされている⁽²⁹⁾。ハノイ、ホーチミン市で行なった聞き取り調査では、新規設立企業のほとんどが民間人の設立によるものであり、国営企業の所有形態転換によるものはわずかであった。企業設立にかかわる手続きが明確になり、簡素化された効果が大きいという⁽³⁰⁾。

このような私有企業の新設状況に対して、どのような評価がなされているかをみておきたい。中央経済管理研究所(Central Institute of Economic Management: CIEM)の報告によれば、新企業法施行後に設立された企業の平均雇用従業員数は約20人、従業員の平均賃金(月収)は、農村部で30万~40

表3 企業法施行後の企業等設立状況(2000年1月から10月まで)

| | 登録件数 | | 資本額(10億ドン) | |
|----------|-------|-------|------------|---------|
| | ホーチミン | ハノイ | ホーチミン* | ハノイ |
| 個人企業 | 1,466 | 219 | 596.5 | 54.1 |
| 株式会社 | 174 | 139 | 1,153.0 | 923.2 |
| 有限会社 | 2,511 | 1,375 | 3,406.1 | 958.0 |
| 1人有限会社 | | 10 | 48.8 | 124.9 |
| パートナーシップ | 1 | | 0.5 | 0.0 |
| 支店・事務所 | 2,028 | 174 | | |
| 総計 | 6,180 | 1,917 | 5,205.1 | 2,060.2 |

(注) *1999年10月から2000年10月までの1年間の登記資本額。

(出所) ホーチミン市投資計画局、ハノイ市投資計画局でのヒアリングにより筆者作成。

万ドン、都市部で50万～70万ドンとされている。単純に計算しても、二十数万人の雇用が創出されたことになる。旧制度の下では企業設立までに平均98日かかっていたが、新企業法の下では7日に短縮された。設立に要する経費の平均は、従前では800万ドン、新企業法では55万ドンに軽減されたという⁽³¹⁾。これは、これまで何層にも重なっていた許認可制度が私企業の活動をディスカレッジしてきたことを証明している。さらに言えば、このように数字で経済効果をみていること、つまり雇用効果や企業設立コストの軽減度で企業法の効果をみることに、ベトナムの企業制度に対する意識変化を読み取ることができる。CIEMは新企業法立案に積極的にかかわってきた研究所であった。CIEMは新企業法の立案過程で、企業制度改革によるベトナム経済の成長と私有セクター経済が成長に貢献する可能性を訴えてきた。経済効率性の側面からの評価は、ベトナムにおける制度への意識変化を示している。

法学者の評価についてもみておきたい。筆者が参照できる法学雑誌が限られているため、ベトナム法学会の論点のすべてを紹介したことにはならないが、その一端を知ること役立つものと思う。ハノイ大学のブイ・ゴック・クオン（Bui Ngoc Cuong）は、新企業法により経営自由権の法的保証が前進したと評価している⁽³²⁾。クオンがあげているのは次の8点である。

- (1)財産所有権、法の下での平等、経営「事業」の長期的存続を肯定している。
- (2)企業の分野・業種の選択と企業設立の自由に関する権利が手続きの簡素化によって具体的に規定された（手続きの簡素化）。
- (3)出資、設立、企業管理の権利が拡大されるとともに、禁止対象が明確にされた（明確化）。
- (4)分野・業種別の法定資本規制が廃止された。
- (5)新たな企業形態が加えられた（多様化）。
- (6)株式会社、有限会社の法的地位の完成度が高まった（設立、管理、内部監査、活動に関して関係主体の権利・義務が明確化された）。

- (7)企業内問題の解決に関して企業の自決権が尊重された（国家の任務・権限との関係）。
- (8)企業再組織に関する規定が加えられた（企業のリストラが迅速化し経費が減少する）。

クオンは新企業法における経営自由権の進展を認めながら、経営の自由に対する要求に関しては十分な解決になっていないとし、他の重要分野も含めた経済法全体の形成と完成が必要だとしている。

チャン・ゴック・ズン（Tran Ngoc Dung）は、新企業法がベトナムの市場経済において各企業形態にとって平等な競争の場（san choi, level playing field を意味する）を作り出し、投資家の可能性を發揮できる良好な条件を創出し、競争を促進し独占監視に有効だと評価している⁽³³⁾。同時にズンは、新企業法の不十分な点を具体的に指摘している。独資有限会社については、外国投資法の下で設立されている100%外国投資企業が独資有限会社に該当していたとし、新企業法における独資有限会社との違いを述べている。新企業法においては、独資有限会社は単独組織によって所有される企業と規定されている（第46条1項）⁽³⁴⁾。ズンは、外国投資法の100%外国投資企業の所有者は個人（the nhan, ca nhan）であり、それに対して新企業法が所有者を組織に限定しているのは、外国企業と国内企業の扱いに差をもたらしているとしている。また独資有限会社においては、所有（単独組織）と経営（被用者）が分離しているために、企業経営を行なう経営組織や経営者が企業資産に対する決定権をもち得ないことを問題視している。その他、優先株発行に関する規定の不備、企業再編に関する具体的規則の不備を指摘している。

以上でみてきたように、新企業法の効果とその評価は、概して肯定的であり、より自由かつ透明な企業活動に向けた法環境整備が課題にされていると言える。

新企業法の効果はめざましかったが、法施行後にいくつか問題も生じている。ホーチミン市では、有限会社を設立したが、法律上の代表者が実際には存在しないケース、企業登記をしたものの休眠してしまうケース、設立人が

逃亡してしまうケースなど、登記所で管理できない問題が多々発生していることが深刻な問題となっていた⁽³⁵⁾。設立後の監視システムにも問題があることが指摘されている。現行の監視システムでは、約30の政府機関（地方を含む）が企業への立入検査の権限を認められているが、これまでもこのような抜き打ち検査が企業の活動に直接的に支障となるだけでなく、不透明な結果をもたらしていることが批判されてきた。新企業法の施行後、100以上の業種で許認可制度が廃止され、34の業種について許認可から条件へ規制が緩和されたが、地方末端の所管機関ではこれらの指示が徹底せず旧規則による許可証を要求したり、費用の徴収が行なわれたと報告されている⁽³⁶⁾。法がフォーマルな制度を構成するとしても、関連する他の制度の不備、法に対する人々の意識、価値基準、行動様式がフォーマルな制度と乖離している現状の一端を示している。

新企業法の実施過程には多くの混乱が生じているが、このような混乱の過程を検証しながら「一步一步（dan dan）」制度の完成をめざすのがベトナムのやり方である。新企業法の施行により、私営企業の活動が目に見えて活性化したことは、関連する分野にも変化をもたらす可能性がある。新企業法施行によってもたらされた行政手続きの簡素化が示した経済効果は、遅々として進まなかった行政改革を促進する効果をもつかもかもしれない⁽³⁷⁾。新企業法の施行により、企業会計の公開と透明性を向上することが企業に要求される。企業活動にかかわる環境変化が、企業経営の意識を高め、経営能力の向上につながることを期待される。大量の私企業の参入は、その退出に関する制度の改善を必要とすることになる。企業制度の変化が連鎖的に他の分野の制度変化を促進することが想定できる。

ベトナムの場合、企業制度改革はようやくスタートラインについたところである。国家経済における私営企業の重要性、所有形態の差別をなくして競争する環境が経済発展に必要であるという考え方を、党中央や政府の政策担当者が無視できなくなっているのである。しかし、他方には国家セクターが国家経済を先導する役割を果たすべきであるという、党の思想がある。2001

年4月に開催された第9回共産党大会の政治報告においても、国家セクターが主導的役割を維持するとされ、これは国家がマクロ経済管理を実行するためのツール（cong cu）であると明記されている⁽³⁸⁾。同政治報告は、私営企業に関して、「私営資本経済の発展を奨励する」としながら、その発展の方向は「国が優先する方向（nhung dinh huong uu tien cua Nha Nuoc）」とし、株式会社への転換と従業員持ち株、協同組合や国営企業との協力を指示している。新企業法によって所有形態別企業制度に変化が現れたとはいえ、依然として国家＝中央の管理を前提とする社会主義体制の枠内にある。

おわりに

前節でベトナムの企業制度と新企業法にみられる変化を検討した。最後に企業制度変化の過程から、移行経済国であるベトナムの制度変化の特質について述べてみたい。

ベトナムが市場経済システム（＝競争原理）を導入した目的は、経済効率を向上させ、対外経済を開放して経済を成長発展させ、低開発状態から脱出し、富国富民を実現することにあった。ベトナムの市場経済システムは、社会主義体制が存続していることによって、資本主義市場経済の市場システムとは異質の市場システムとなっている。国家セクターを経済の主導力とする思想の根底には、国有セクターを管理することによって国家経済を管理する、市場を管理するという考え方がある。市場システムがもたらす富の不平等に対する警戒心と政治社会的不安定への強い懸念がある。したがってベトナムの多所有経済体制は、その出発点において全経済セクターの公平な条件の下における競争という思想は存在していなかった。これが、ベトナムの市場経済システムのフォーマルな制度であったし、現在もそうであると考えられる。

ドイモイ初期の時期を除けば、ベトナムの制度改革の速度は緩やかである。そして改革は中央の指導によって進められてきた。企業制度にとどまらず

すべての分野において、新制度の導入にあたっては国際援助機関、先進援助国の支援を受け、ANIES、ASEAN 諸国の経験、欧米先進国の制度、他の移行経済諸国の制度を研究し、ベトナムの現体制で許容可能な範囲で変革を行なう。

新しい制度は試験的に導入され、試行錯誤の過程を経て、法というフォーマルな制度になる。この法も、ベトナムの政治社会状況、経済状況、対外経済関係、市場システムの変化（発展）によって、頻繁に修正されていく。ベトナムが「ベトナム独自の道」と言っている発展のプロセスは、中央管理経済システムに市場システムの競争原理を組み込むことによって生ずる政治社会的ショックを最小限にするプロセスだった。これは、ベトナムの経済改革に対する既存政治勢力の抵抗が大きいこと、市場経済への移行によって社会的不安定が拡大していることを意味する。

しかしドイモイ後 15 年を経て、上記のフォーマルな制度にもいくぶんの変化が現れている。それが新企業法の制定とその評価に示されている。中央管理経済体制の下であるとしても、経済セクター間の差別を縮小し、公平な競争条件に近づけることが経済発展をもたらすという考え方が評価されはじめている。経済活動にかかわる制度コストを削減し、経済効率を高めるという意識が高まってきている。

この変化は、なによりもグローバリゼーションによる影響が大きい。AFTA 加盟、対米通商協定調印により貿易、サービスの自由化スケジュールが具体的に示されているからである。グローバリゼーションがベトナム経済に与える負の影響に対する危機感は大い。脆弱な国内産業、根幹である国営企業は崩壊するかもしれない。しかし、国を閉ざしたままでは発展できない。発展しなければ貧困から脱出できない。ベトナムの 1 人当たり GDP は 1999 年に 369 米ドル³⁹⁾で、近隣の先発アジア諸国と比較すれば格段に低く、経済発展格差を狭めることは容易ではない。ベトナムの工業化・近代化をめざす中長期的発展戦略は、外国との貿易投資の拡大なしには実現不可能である。グローバリズムのなかで、ベトナムが生き延びる道が経済競争力の強化であ

り、それが制度を変えることによって経済活動のコストを削減しようとする試みを作り出している。グローバリゼーションに対応した制度変革の必要性が、中央管理経済システム下での市場経済制度に変化を促しているといえよう。ベトナムはIMFや世銀の指導・支援を受け入れてはきたが、制度改革に関してはきわめて慎重であった。構造改革に関するIMFとの協議が難航し、96年以後はIMFからの融資はストップしていた。ベトナムが経済改革に関する国際援助機関の指導・助言に慎重であったにもかかわらず、国営企業改革と私有セクター振興の意義を有する新企業法が制定されたことは、新企業法が外からの押しつけであるというよりは、ベトナム自らが選択した変革であるとみることができる。ベトナムにおける企業制度の変化は、グローバリズムに直面することにより、市場を発展させ企業活動を活性化させる制度への変化がもたらされているケースと理解できるのではないだろうか。

注(1) ベトナムは1996年以後、自国の主体的な経済改革路線を固持し、ベトナムとIMFとの経済構造協議は合意にいたらず、IMFからの拡大経済改革融資(ESAF)がストップしている。IMF路線をベトナムに適用することについて、日本のエコノミストのなかにも批判的な意見がみられる。

(2) World Bank, *World Development Report 1996: From Plan to Market*.

(3) 中東欧(CEE): アルバニア, ブルガリア, クロアチア, チェコ, ハンガリー, マケドニア, ポーランド, ルーマニア, スロヴァキア, スロヴェニア, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ユーゴ

(4) 新独立諸国(NIS): アルメニア, アゼルバイジャン, ベラルーシ, エストニア, グルジア, カザフスタン, キルギス, ラトヴィア, リトアニア, モルドヴァ, ロシア, タジキスタン, トウルクメニスタン, ウクライナ, ウズベキスタン

(5) 移行経済諸国の経済パフォーマンスに関しては、次の文献も参照。

Stanley Fischer and Ratna Sahay, *The Transition Economies After Ten Years* (IMF Working Paper WP/00/30)

(6) Gerald Roland, *Transition and Economics—Politics, Markets and Firms*, The MIT Press, 2000, pp. 328-335.

(7) EBRD, “Part 1: Transition and economic performance,” *Transition Report*,

- 1999.
- (8) 取引費用は取引を構成する要素によって決定される。これらの要素として、
- ・ 交換される財やサービスの価値を測定する費用 (cost of measuring) 所有権
 - ・ 市場の規模 パーソナル・マーケットかノンパーソナル・マーケットか競争
 - ・ 契約実行を担保する仕組み (enforcement) 紛争解決メカニズム (裁判制度)
- をあげ、さらに個人の選択を決定するイデオロギー (ideological attitude and perception) を四つ目の要素に加えている。Douglass C. North, *The Contribution of the New Institutional Economics to an Understanding of the Transition Problem*, UNU/WIDER, 1997.
- (9) World Bank, *From Plan to Market*, p. 88.
- (10) ADB の活動については、下記を参照。
 ADB, *Bulletin on Law and Policy Reform 1999 Edition*.
 ADB, *Law and Policy Reform at the Asian Development Bank*, April 2000.
- (11) Vu Tuan Anh, *Development in Vietnam : Policy Reform and Economic Growth*, ISEAS, Singapore, 1994, pp. 7-8.
- (12) 同上, p 8. 「ベトナムの改革の特徴の一つは、草の根レベルの自発的改革と政治最高指導部の断固たる行動が調和的に組み合わせられていたことである」
- (13) World Bank, *From Plan to Market*, p. 87.
- (14) 鮎京正訓「ベトナムの憲法制度」(作本直行編『アジア諸国の憲法制度』アジア経済研究所, 1997年) 195-198 ページ。ドイモイ後のベトナムの法治国家概念について、鮎京は、「法治国家」観念と「社会主義的適法性」観念の併存を指摘している。
- (15) *6th National congress of the Communist Party of the Vietnam : Documents*, Foreign Languages Publishing House, Hanoi, 1987, pp. 143-146.
- (16) Sadrel Reza, *Institutional Aspects of Privatization—The Case of Viet Nam*, ADB Institute Working Paper Series No. 5, Dec. 1999.
- (17) Tran Hoang Kim-Le Thu, *Cac thanh phan kinh te Viet Nam—Thuc trang, xu the va giai phap*, Hanoi, 1992, p. 32. (チャン ホアン キム・レー トウ『ベトナムの経済セクター 実勢、傾向、解決方法』)
- (18) この時期の政府文書は、国营企業の企業統治に関して、所有と経営の関係、上部機関と企業の関係について研究することを指示している。
 (Chi thi so 12/1999/CT-TTg, Chi thi so 15/1999/CT-TTg)
- (19) 企業登記に関する政令 (Decree 02/2000/ND-CP), 企業法の一部条項に関する実施ガイドライン (Decree 03/2000/ND-CP)

- 20) パートナースHIPに関する国会審議では、この企業形態がこれまでに経験がない企業形態であったために、設立、組織、経営、活動に関する詳細規定は法に盛り込まれず、政府が定めるとされた（新企業法第98条）。
- 21) 施行細則（Decree No. 03/2000/ND-CP）第1条。ただし、軍関係の企業に関しては、その扱いが明瞭でない。新企業法第9条は、人民軍の単位は国家資産や公的資金を投入して企業を設立できないとしているが、施行細則第14条は軍単位による独資有限会社の設立を容認している。
- 22) 2001年に開催された第9回共産党大会が決議した政治報告において、国営企業リストラの推進とともに、国営企業における所有と経営を分離すること、国有独資有限会社と国有株式会社形態への転換が記されている。
- 23) 新企業法第4条。企業と所有者の資産・投資資本が国有化されないとしてはいるが、国防・国家利益を目的とする場合は収用が認められるとしている。旧会社法には国有化に関する規定はなかった。
- 24) 新企業法第3条4項。土地使用権はすでに土地法の規則で認められてきたことを明記した意味をもつ。知的所有権、技術ノウハウなどは、外資の出資を想定したものと理解できる。
- 25) 企業法に優先する個別業法としては、信用組織法（1997年）、鉱産法（1996年）、石油法（1993年）、水資源法（1998年）、ベトナム民間航空法（1995年）、出版法（1993年）、新聞法（1999年改正）、教育法（1998年）、海事法（1990年）および新企業法施行細則施行後に制定された個別業法、とされている。（Decree No. 03/2000/ND-CP）
- 26) この条件には、政府機関が事業許可証を発行する場合と、環境基準、食品安全基準、火災防止規則、社会秩序維持、交通安全、その他事業活動条件、とされている。（Decree No. 03/2000/ND-CP）
- 27) 国営企業改革を促進するために、国営企業の株式化に関して国営企業の優遇条件を享受できることが規定されている。Decree 44-CP [1998] は、次のような優遇条件を定めている。
- ・国内投資法の優遇対象に該当する場合、新設株式会社の待遇を受ける。
 - ・国内投資奨励法の対象とならない場合は、会社法の下での活動に転じてから2年間の法人税50%減。
 - ・資産の所有権移転にかかわる登録税の免除
 - ・国営企業待遇の利率で、国営商業銀行、金融機関から借入れを継続できる
 - ・国営企業に認められていた輸出入を継続できる
- 28) *Tin Tuc* 紙、2000年12月13日付。
- 29) *Dau tu* 紙、2000年12月4日付。
- 30) ホーチミン市の担当者は、法定資本規制の撤廃とともに、従来の投資額に比例する企業登記料制度が廃止され、企業登録料が個人企業10万ドン、有限

会社 20 万ドンと一律化されたことも新企業設立に影響しているという。

- (31) *Tin tức* 紙の記事, “Luât Doanh nghiệp qua mot nam thuc hien,” (施行 1 年後の企業法) (*Nhan Dan*, <http://www.nhandan.org.on>, 2000 年 12 月 15 日)
- (32) Bui Ngoc Cuong, “Luât doanh nghiệp voi viec bao dam quyên tu do kinh doanh o nuoc ta,” *Tap Chi Luât Hoc*, No. 5, 2000, pp. 3-7. (「わが国の経営自主権保証に対する企業法」『法学』第 5 号, 2000 年 10 月)
- (33) Tran Ngoc Dung, “Nhung quy dinh ve cong ti trong Luât Doanh Nghiệp,” *Tap Chi Luât Hoc*, No. 3, 2000, pp. 10-16. (「企業法における会社に関する規定」『法学』第 3 号, 2000 年 6 月)
- (34) 具体的には, 国家機関・軍の単位, 中央レベルまたは中央管理の省 (province)・都市レベルの党機関, ベトナム祖国戦線の中央委員会と中央管理の省 (province)・都市レベルの祖国戦線, ベトナム労働総連と中央管理の省 (province)・都市レベルの労働組合, ベトナム婦人連盟中央委員会と中央管理の省 (province)・都市レベルのその組織, ホーチミン共産主義者青年連盟中央委員会と中央管理の省 (province)・都市レベルのその組織, ベトナム農民連盟と中央管理の省 (province)・都市レベルのその組織, ベトナム平和・団結・友好組織連盟, 国営企業, 党・社会政治団体企業, 協同組合, 株式会社, 社会組織・職能組織, 社会福祉基金, 慈善基金, その他組織, とされている。(Decree No. 03/2000/ND-CP, 14 条)
- (35) ホーチミン市投資計画局での聞き取り調査では, この問題に対して投資計画局が責任を追及されていると述べていた。
- (36) Decision No. 19/2000/QĐ-TTg (2000 年 2 月 3 日付), Decree No. 30/2000/ND-CP (2000 年 8 月 11 日付) で, 許認可廃止業種リストが公表された。新企業法の施行細則は, 企業設立条件と業種別条件に関して, 新企業法および関連規則等に基づかない中央省庁, 地方行政機関による公文書はその効力を失うとしている (Decree No. 03/2000/ND-CP)。
- (37) 事実, ホーチミン市では, 他の地方に先駆けて行政改革を進めている。
- (38) ベトナムの共産党大会は 5 年に 1 度開催され, その政治報告は次期 5 年間の国家経済社会開発の基調となる。憲法改正も, 経済改革, 社会改革も党の方針と路線に従って進められる。その意味において, 国会の決定を越える重要な意味をもつものである。
- (39) ADB, *Country Economic Review—Socialist Republic of Viet Nam*, Nov. 2000.